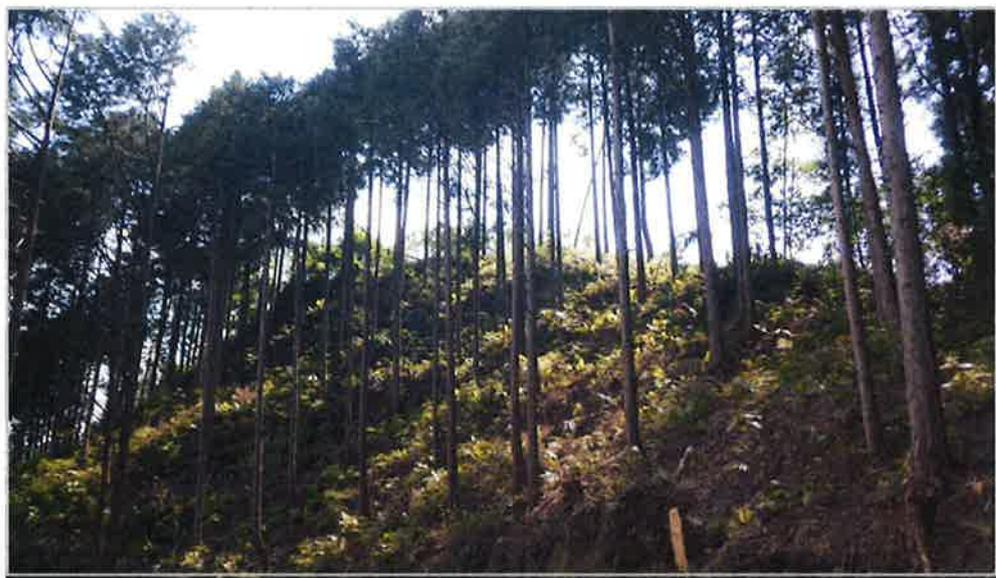


公益社団法人徳島森林づくり推進機構

経営改善計画（第2期）問題解決プラン

平成24年度～平成32年度

中間見直し報告書



平成30年3月

はじめに

第Ⅱ期の経営改善計画は、平成23年12月の徳島県林業公社あり方検討委員会報告書に基づき、徳島県林業公社の森林経営規模を拡大するとともに、新たな取り組みを付加し、徳島県の「森林づくりの中核」となる新組織として再生させるものであり、これに基づき、公益社団法人徳島県林業公社は、公益社団法人とくしま森とみどりの会と合併し、平成26年4月1日に公益社団法人徳島森林づくり推進機構が発足した。

機構は、双方の事業を継続すると共に、新たに木材生産販売事業や林業アカデミー等の人材育成事業に取り組むなど、徳島県の森林づくりのワンストップ窓口となり、公有林と私有林の一体管理や緑化推進等の公益目的事業を行うとともに、木材生産販売事業等の収益目的事業を積極的に拡大し、経営規模の拡大による経営改善を進めているところである。

現在、経営改善計画の樹立後5年、機構発足から3年が経過したことから、機構定款第44条に規定する「森林づくり運営協議会」を開催し、外部委員による成果の検証、目標の修正、新規事業の必要性等について協議を行った。

運営協議会では、高齢化や不在村化する森林所有者、森林を売りたい方が急増するなど、将来にわたって適正な森林管理を行えるよう、公的森林管理の要請が高まり、地球温暖化防止の森林吸収源としてしっかりと整備、管理を行わなければならないと確認した。

一方では、人口減少社会に向かい建築用材の需要は減少すると予想されるものの、県内の製材、合板、MDF工場の県産材需要を満たす供給ができていない現状や、急増している木質バイオマス発電用の需要を鑑み、より一層の県産材の増産が求められていることを認識し、こうした社会経済の情勢変化を計画に反映させた。

また、平成28年4月から「とくしま林業アカデミー」の開講、同時に「徳島大学生物資源産業学部」の新設、「那賀高校森林クリエイト課」の新設が行われ、人材育成において、画期的な学舎とキャリアアップの新たなステージが整えられた。このため、現場目線で研修する林業アカデミーは、受入人数を更に広げるとともに、転職者や移住者の受け皿になり、引き続き、中山間地域に人材を送り出す機能を強化していくこととした。

さらに、経営を安定させ、将来へ支持を得ていくため、県民と協働した森林づくりを推進するイメージ戦略を明確化し、その重要性を盛り込んだ。

なお、この中間見直しは、若手職員によるタスクフォースの検討内容が加味されており、将来の機構運営を見据えた見直しとなっていることも重要と思われる。今後も目標に向かい、着実に計画が実行できるよう、必要な実施体制を整え、経営改善を進められたい。

平成30年3月吉日

公益社団法人徳島森林づくり推進機構

森林づくり運営協議会 委員長 石田和之 委員 一同

目次

I 機構の発足と森林の現況

- 1 機構の設立目的
- 2 機構の経営理念
- 3 組織の概要
- 4 資産及び負債の状況
- 5 森林の現況

II 長期収支の試算

- 1 木材価格等の経済的变化
- 2 H28年度末時点での分収林事業の長期収支見込み

III 機構の取り組み【経営と主要事業の現状】

- 1 経営の状況
- 2 主要事業【公的森林管理の中核として】
- 3 主要事業【林業プロジェクトで林業の成長産業化】
- 4 主要事業【緑の募金等の緑化推進】
- 5 主要事業【人材の育成】

IV 経営改善（第2期）の見直し点

- 1 管理森林の拡大による効率的な森林経営
- 2 木材生産と森林の更新の能力を大幅に強化
- 3 分収林契約問題の早期解消
- 4 緑化推進によるイメージ戦略の展開
- 5 森林での新たなビジネス等の展開
- 6 林業の人材基盤の構築

V 見直しによる経営改善計画（第2期）の目標と効果額の再設定

- 1 機構自ら取り組むべき事項
- 2 土地所有者への要請
- 3 県への協力要請
- 4 国、公庫への支援要請
- 5 市町村、森林組合など社員への協力要請
- 6 これまでの成果（中間）と目標額の再設定

VI 見直した改善計画の実施体制

- 1 執行体制

□ 資料（森林づくり運営協議会 委員名簿等）

I 機構の発足と森林の現状

徳島県の森林は約31万4千ヘクタールと県土の76%を占め、民有林面積29万6千ヘクタールの内62%（18万3千ヘクタール）がスギ、ヒノキ等の人工林となっており、その過半数はすでに利用可能な樹齢に達するものの、森林所有形態は、8割以上が個人等の所有する「私有林」であり、近年では、木材価格の低迷から個人で森林を維持管理することが困難となった事例が急増している。

このような森林を取り巻く状況から、“徳島県の森林づくりの中核”となるよう、平成26年4月1日に、公益社団法人徳島県林業公社と公益社団法人とくしま森とみどりの会が合併し、「公益社団法人徳島森林(もり)づくり推進機構」が発足した。

1 機構の設立目的

機構は、森林からの恵みを受けるすべての県民に参画を求め、森林整備及び緑化の推進を図り、森林の健全な育成と適正な循環利用を基軸とした持続可能な林業経営に取り組み、長期に誰もが安心できる確かな森林管理を推進し、県民総ぐるみの森林づくりによる森林環境の保全と山村地域の経済発展に寄与することを目的とする。（定款抜粋）

2 機構の経営理念

new

- ・適正な森林管理を広げ、公益性の高い森林を育成し次代へ継承します。
- ・常に計画的な施業と木材生産の効率化に取り組み、林業経営の改善を進めます。
- ・緑化運動への県民の理解を高め、県民と協働で行う森林づくりを推進します。
- ・林業技術の継承と革新に努め、林業就業者等の技術等の習得を支援します。
- ・森林環境の保全と山村地域の経済発展を図るよう、国、県、市町村、森林組合、林業事業体等、関係機関と連携して事業に取り組みます。

3 組織の概要

公有林と私有林の一体管理を実現、県民総ぐるみの森林保全と緑化の推進、林業普及及び人材育成、さらに、県産材生産の倍増と林業団体の支援を行う森林に関するワンストップ窓口となっている。

■組織体制（平成29年3月31日現在）

社員：徳島県、市町村24、森林組合9同連合会1、会社11、農林団体6

役員数：理事18名（定数18名以内）、監事2名（定数2名以内）

事務局：常勤役員（県派遣3名）、職員27名、契約職員2名、臨時職員7名 計39名

＊職員のうち3名（H24.4～）を県、7名（H27.4～）を林経協から派遣

事務所：徳島市川内町平石住吉209番地5（総務課、森林経営課、みどり普及課、技術支援課）

那賀郡那賀町仁宇字学原207-1（木材生産課）

那賀郡那賀町吉野字弥八かへ23那賀ビジネスセンター内（森林経営課 那賀）

4 資産及び負債の状況

機構の森林資産は約194億円となっており、これまでの森林整備費等の取得原価を資産額(固定資産)となっている。

対する負債は、借入金残高が公庫約45億円と県約92億円であり、未払利息(県)約53億円を合わせた長期債務(固定負債)は約190億円である。

■借入金残高（H29.3末現在）

区分	(株)日本政策金融公庫	徳島県	計
借入金残高	4,515,775 千円	9,164,964 千円	13,680,739 千円

■県借入金状況 (H29.3現在)

金額：千円

借入年度	借入金額	利率(%)	H17までの利息	元利合計
S41~H 7	4,606,290	5.5	4,865,759	9,472,049
H 8~H12	1,519,463	3.5	388,131	1,907,594
H13~H20	2,084,917	0.0	0	2,084,917
H21~H28	954,294	0.0	0	954,294
計	9,164,964		5,253,890	14,418,854

なお、合併したとくしま森とみどりの会は、森林等の固定資産はなく、借入金や長期の固定負債もないため、合併によって資産及び負債に大きな変化はない。

毎年、緑の募金法に基づく寄付金があり、次のとおり、とくしま協働の森づくりによる企業募金が増加し、近年は約35百万円の寄付金がある。

■緑の募金実績

単位：千円

	家庭募金	街頭募金	職場募金	企業募金	学校募金	その他募金	合計
H18	13,252	198	5,751	1,520	3,566	172	24,459
H20	13,281	73	5,306	4,566	3,677	903	27,806
H22	12,436	62	4,419	25,783	3,450	243	46,393
H24	11,477	55	4,713	14,477	3,059	209	33,990
H26	11,991	110	5,548	16,568	2,235	280	36,732
H27	11,280	88	4,146	15,410	2,294	597	33,815
H28	11,038	75	3,767	16,897	2,024	477	34,278

*H18~H24は、暦年の募金実績

5 森林の状況

機構の管理する森林は、

- ・分収林特別措置法に基づく分収林 7,768ha (うち分収林の買取済み 1,194ha)

また、所有林となる

- ・とくしま絆の森【寄付金による取得】 1,810ha
- ・機構林【公有林化推進資金】 34ha

さらに、

- ・森林管理を受託した森林 2,711ha

を合わせて、平成29年3月末で 約 12,322ha となっている。

(1)分収林

分収林は、分収林特別措置法(昭和33年4月15日法律第57号)に基づき、土地所有者と造林・保育の実施者兼費用負担者である機構(旧林業公社)が「分収林契約」を結び、機構が地上権(立木の所有権)を持つ。この分収林契約は、土地所有者は林地の提供(土地の公租公課を負担)、機構は植栽から保育、伐採までの経費の全てを負担することとなっている。

機構が負担する経費は、間伐材の収入と国、県等の補助金を活用する外は、徳島県と日本政策金融公庫からの長期借入金によって賄い、50~80年後に主伐した伐採収入から土地所有者に土地代を分配したのち、借入金を償還する仕組みである。

なお、分収造林とは「植林」から機構が行うもので、分収育林とは概ね20年生程度となった人工林を対象に、その後の育成から機構が行うもの。

現在(平成18年度以降)、分収林の課題が大きいため、新規契約を中止している。

■分収林の契約面積（H29.3現在）

区分	契約面積（全面積）	施業面積（経営面積）	うち取得面積
分収造林	7,563ha	6,871ha	1,112ha
分収育林	180ha	125ha	55ha
計	7,743ha	6,996ha	1,167ha

※契約面積は、3者契約のオーナー3.78ha、分収林と合わせて買い取りした森林26.82haを除く面積

■分収林契約と変更の状況（H29.3.31現在）

現在、最初の分収林契約が期間満了となる時期を迎えており、変更等の措置が急がれる。

契約変更については、平成18年度から既存の契約者の方々にお願ひし、長伐期化（最長90年）による収穫量増と伐採量の平準化、分収率の見直しによる長期債務の返済財源の確保を図るよう取り組んでおり、契約件数で約8割が変更済みとなっている。

【当初契約】

契約期間 50～70年

分収率 機構 6：土地所有者 4

【変更契約】

契約期間 90年

分収率 機構 7：土地所有者 3

区分	契約現状（H29.3.31現在）			左のうち変更済み（H29.3.31現在）			契約変更率 （件数比）
	契約件数	契約者数	造林面積（ha）	契約件数	契約者数	造林面積（ha）	
分収造林	943	1,039	6,871	755	801	5,312	80.1%
分収育林	7	8	125	2	1	44	28.6%
計	950	1,047	6,996	757	802	5,356	79.7%

※契約変更済みのうち契約者が社員（市町村）の場合は、26件（10市町村）、571haを 90年分収率8:2に変更完了

■分収林の買取

分収林契約の課題を解決するため、第Ⅱ期計画に「分収林の買取」を掲げ、平成25年度から積極的に取り組んできた。買取の原資は、公庫からの借入金であり、一時的に借入金は嵩むが、将来の分収交付金を削減できるため、経営改善に大きく寄与する改善策であり、全国的にも類の無いものである。

平成28年度末までに1,194haを買い取りし、分収交付金の削減額は、約10.9億円である。

年度	土地面積 （ha）	立木面積 （ha）	買取価格 （A）	左のうち公庫資金	金額：円	
					分収交付金削減額 （B）	効果額 （B）-（A）
平成25年度	334.5	256.4	65,907,000	39,345,000	252,787,000	186,880,000
平成26年度	291.8	256.8	65,753,760	40,000,000	340,063,000	274,309,240
平成27年度	309.3	259.8	65,618,460	40,000,000	337,507,000	271,888,540
平成28年度	257.8	232.0	63,296,500	40,000,000	367,363,000	304,066,500
計	1,193.5	1,005.0	260,575,720	159,345,000	1,297,720,000	1,037,144,280

注）土地面積1,193.5haには、分収林と合わせて買い取りした森林26.82haを含む。

■分収林の樹種別齢級別資源構成（H29.3現在）

分収林のほぼ半数が9～10齢級となっているが、ヒノキは6割が8齢級以下と手入れ間伐等が必要とされる。

単位：ha

齢級	3齢級	4齢級	5齢級	6齢級	7齢級	8齢級	9齢級	10齢級	11齢級	12齢級	計
スギ	90	102	72	84	152	490	952	1,145	363	3	3,453
ヒノキ	40	103	320	416	646	565	752	547	110		3,499
その他					2	2		16	24		44
計	130	205	392	500	800	1,057	1,704	1,708	497	3	6,996
割合	1.9%	2.9%	5.6%	7.1%	11.4%	15.1%	24.4%	24.4%	7.1%	0.0%	100.0%

(2) とくしま絆の森

森林の適正な保全のために、寄付金（日亜化学工業（株）様から）で創設した「絆の森基金（H16～）」を活用して、重要な水源地域等において森林取得とその整備等を行っている。

単位：ha

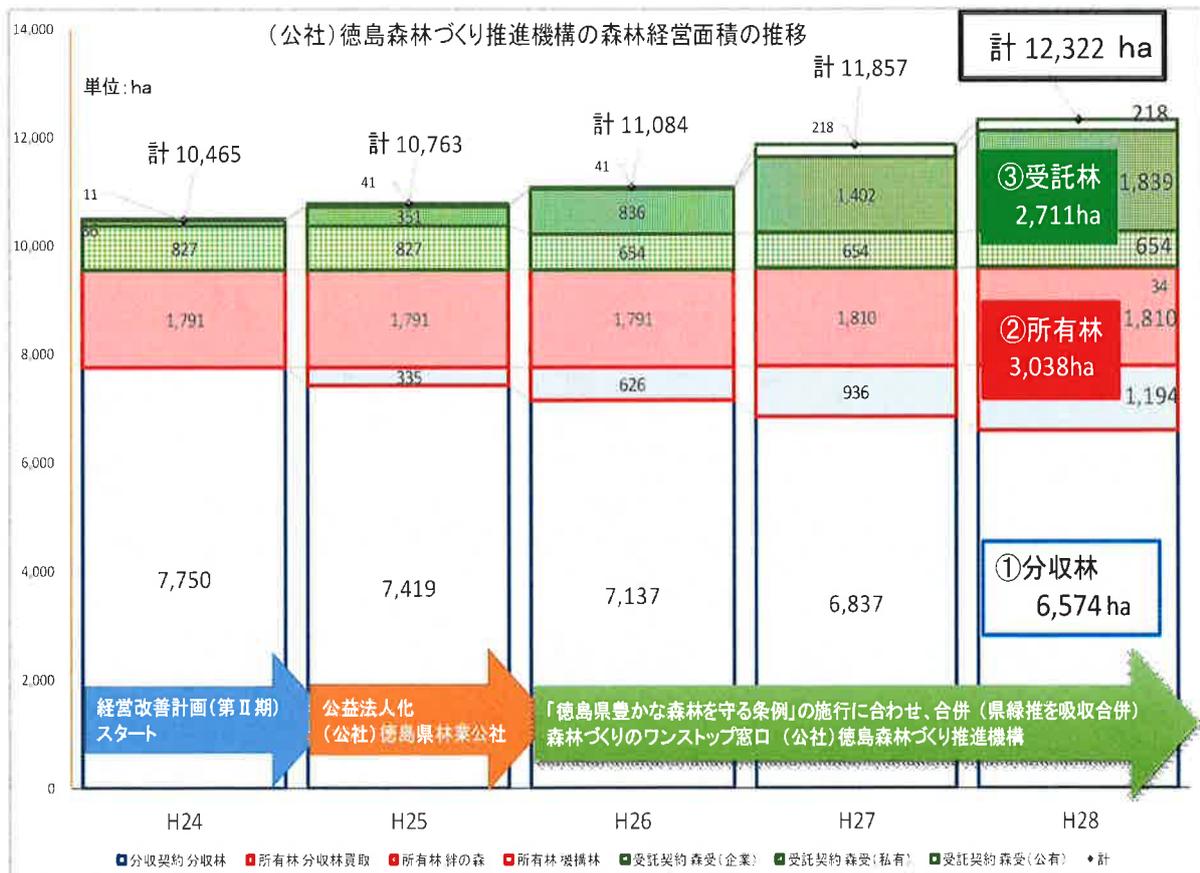
所在地	箇所数	取得面積	スギ	ヒノキ	広葉樹等	備考
上勝町	1	18.25	6.02	0.56	11.67	
那賀町	7	1,007.74	340.64	101.70	565.40	
海陽町	9	593.28	385.55	100.53	107.20	
美馬市	2	78.39	56.07	2.54	19.78	
三好市	2	112.59	50.54	15.82	46.23	
計	21	1,810.25	838.82	221.15	750.28	

(3) 機構林（公有林化推進）

森林取得による機構林 34ha

(4) 森林管理受託契約林

大口の森林所有者からの森林管理受託 654ha
 市町村等からの森林管理受託 218ha
 「とくしま協働の森づくり事業」受託 1,243ha
 個人の森林所有者からの森林管理受託 595ha
 計 2,711ha



II 長期収支の試算

1 木材価格等経済的な変化

経営改善計画樹立（H23）時に比べ、木材価格が変動していることや、県の林業プロジェクトによって生産性を高める「高性能林業機械」の導入が大きく進んだこと、合板工場や木質ボード（MDF）工場に加え、県内にも大型製材工場や木質バイオマス発電所が新設され、新たな国産材の大量利用が始まったことから、長期見通しの条件が変化した。

このため、平成28年度の因子を反映して、前回と同様にシミュレーションを実施した。

■変更した主要因子

○プラス要因

①総生産材積の増加（H22）267万³ → （H28）311万³

※バイオマス燃料用材（D級材）の利用ができるため出材量が増加

②生産性の向上

1人1日当たりの生産量（4人1組体制） 単位：m³/人日

間伐			択伐			主伐		
H22	H28	増減	H22	H28	増減	H22	H28	増減
3.83	4.60	20%	4.29	5.45	27%	4.47	5.18	15%
}	}		}	}		}	}	
4.95	5.44	11%	6.88	7.82	11%	9.68	10.22	5%

※高性能林業機械の普及と単位あたりの生産量増加に伴い生産性が向上

③分収林契約の変更、買い取りによる分収交付金の減

（H22）70.7億円 → （H28）60.6億円

○マイナス要因

①木材価格の下落

単位：円/m³

	H22	H28	H28-H22	備考
スギ	14,417	13,365	△ 1,052	中丸太4m18~30cm
ヒノキ	17,833	14,521	△ 3,312	中丸太4m18~22cm

②労務単価の上昇

単位：円/人

	H22	H28	H28-H22	備考
特殊作業員	16,500	17,200	700	

2 平成28年度末時点での分収林事業の長期収支見込み

(1)分収林の伐採計画

長伐期への変更が約8割完了し生産材積の増加が見込め、バイオマス発電の需要が発生し、D級材まで利用できるようにするため利用率が向上、総生産材積は約311万³が見込まれる。

伐採種	間伐	択伐	主伐	計
今回の生産材積	128,881m ³	801,707m ³	2,179,443m ³	3,110,031m ³
増加率	120.5%	123.1%	113.8%	116.3%
(構成比)	(4.1%)	(25.8%)	(70.1%)	(100.0%)
H23試算生産材積	106,941m ³	651,240m ³	1,914,933m ³	2,673,114m ³
(構成比)	(4.0%)	(24.4%)	(71.6%)	(100.0%)

(2)長期収支予測 (H28年度木材価格を反映)

分収林事業の長期収支について、平成23年度と同一の試算方法で、木材価格や生産性等の条件を平成28年度に時点修正して、再度試算を行った。

この結果、分収林事業の「収入総額」が約240億円－「支出総額」が約306億円＝約△66億円となった。(平成24年度からの新たな取り組みによる収支を含まない。)

平成23年度試算△82億円に比べると、改善効果が+16億円増加した試算となった。

これから収入			これから支出		
伐採収入	227.6億円	(95%)	整備費	3.8億円	(1%)
交付金等	2.4億円	(1%)	分収交付金	60.6億円	(20%)
他の事業益	9.9億円	(4%)	管理費	43.5億円	(14%)
			返済金	197.8億円	(65%)
計	239.9億円	(100%)	計	305.7億円	(100%)
			差し引き	65.8億円	

■年度別収支の推移

分収林の伐採量については、長伐期化していることから、平成55(2043)年度までは、ほとんどが「間伐、択伐」で年間2～6万³mの生産量で推移し、その後、本格的な主伐が始まり、平成59～63(2047～2051)年度に生産量がピークの年間約12万³mに達する見込みである。

このように、当面は伐採収益がない状況であることから、分収林の収入によって公庫への償還が行えないため、他事業での収益の確保も進めると同時に、公庫の償還円滑化資金の継続や県貸付金の継続等の措置が不可欠である。

今後も引き続き、長期収支の最終黒字に向け、これまでの改善対策の継続と更なる改善対策の推進が必要であり、特に、経営改善を進めながら、「単年度黒字」が予測される平成38(2026)～42(2030)年度に向けて択伐での収入を確保し、平成56(2044)年度以降の主伐時期には、安定経営となるよう、今から取り組んでいくことが重要である。

Ⅲ 機構の取り組み【経営と主要事業の現状】

1 経営の状況

経営改善計画(第Ⅱ期)に基づき、森林管理受託事業や木材生産販売事業を大幅に拡大したことにより、平成23年度決算と平成28年度決算を比較すると、事業収入が4倍以上に増加し、経常収益も3倍以上となった。

この結果、森林資産勘定振替前経常増減額は⑳△91百万円から㉑△52百万円と4割強の改善となり、正味財産期末残高は、㉒881百万円から960百万円に増加することができた。

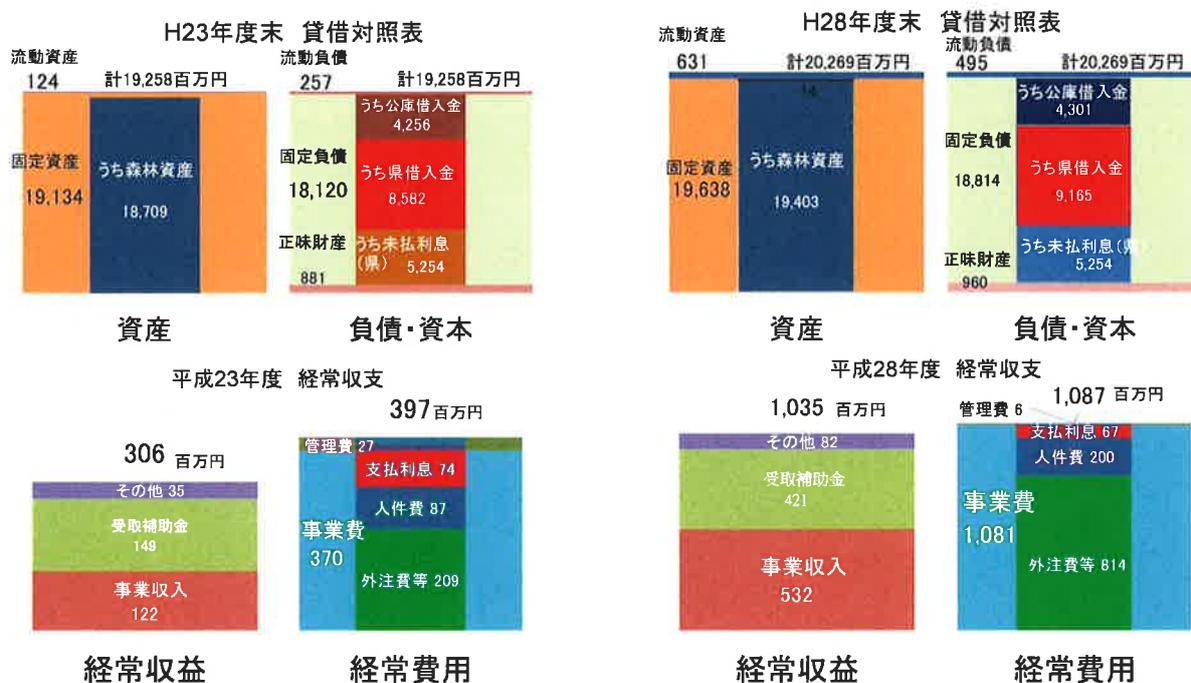


図 貸借対照表と経常収支（H23末決算とH28末決算）

なお、森林資産の造成に係る経費は「森林資産勘定に振替」を行うが、毎年の支払利息も同様であり、長期の利息が森林資産額に加算され、高額に積み上がることとなる。

このような構造から、伐採時に簿価と時価評価が乖離することが問題となっており、将来の減損を縮減するには、可能な限り、森林資産勘定への振替を減少させることが必要である。

今回の改善計画実施中の森林資産勘定振替額は、㉓91百万円から㉔38百万円と約4割にまで縮減されている。分収林に係る公庫借入金の支払利息が、㉕74百万円から㉖67百万円と1割程度の減少の中、平成28年度の森林資産振替額は、支払利息額を大きく下回る額にすることができ、経営規模拡大によって、分収林以外の事業展開を行う成果が出ている。

■経営改善の状況

- ・規模拡大が順調に進み、事業収入が4.4倍に増加、管理人件費が1/6に縮小した
- ・経営拡大し、森林1ha当たりの負債額や木材1m³当たりの人件費、支払利息が縮小した

(1) 貸借対照表の推移

単位：百万円

項目	平成23年度 2012.3.31期	平成24年度 2013.3.31期	平成25年度 2014.3.31期	平成26年度 2015.3.31期	平成27年度 2016.3.31期	平成28年度 2017.3.31期	備考
流動資産	124	157	225	373	477	631	
(うち無形資産)	0	0	7	4	4	14	
固定資産	19,134	19,183	19,318	19,401	19,567	19,638	
(うち森林資産)	18,709	18,937	19,085	19,199	19,300	19,403	
(うち権限資産)	0	0	0	8	121	121	
繰延資産	0	0	0	0	0	0	
借対照表							
資産合計	19,258	19,340	19,543	19,774	20,044	20,269	
流動負債	257	273	334	468	484	495	
固定負債	18,120	18,203	18,346	18,439	18,609	18,814	
(うち公庫借入)	4,256	4,224	4,251	4,249	4,278	4,301	
(うち県借入)	8,582	8,692	8,804	8,911	9,018	9,165	
(うち未払利息)	5,254	5,254	5,254	5,254	5,254	5,254	
正味財産	881	864	863	866	952	960	
(うち一般正味財産)	20	7	7	25	48	55	
負債・財産合計	19,258	19,340	19,543	19,773	20,045	20,269	

資産の部

- ①森林資産の増 6.7億円
(分収林買取及び公有林化推進資金の 森林取得 約2.5億円)

負債・財産の部

- ②固定負債の増 6.9億円
 - ・公庫借換＝利息低減
 - ・新規借入
分収林買取1.6億円(公庫)
公有林化 4千万円(県)
- ③正味財産期末残高
 - ・一般正味財産 35百万円増

(2) 正味財産増減計算書の推移

単位：百万円

項目	平成23年度 2012.3.31期	平成24年度 2013.3.31期	平成25年度 2014.3.31期	平成26年度 2015.3.31期	平成27年度 2016.3.31期	平成28年度 2017.3.31期	備考
経常収益	306	263	462	658	1,028	1,035	
事業収入	122	96	143	267	451	532	
受取補助金	149	136	288	332	475	421	
その他	35	29	31	59	102	82	
経常費用	397	346	546	712	1,048	1,087	
事業費	370	340	535	703	1,041	1,081	
(うち人件費)	87	86	95	132	199	200	
(うち支払利息)	74	73	79	71	70	67	
管理費	27	6	11	9	7	6	
人件費	12	2	6	4	3	2	
諸経費	15	4	5	5	4	4	
前期繰越利益剰余金	▲91	▲83	▲84	▲54	▲20	▲52	
森林売却増減額	91	84	84	52	37	38	
当期経常増減額	0	1	0	▲2	17	▲14	
経常外収益	1	0	2	5	14	26	
経常外費用	1	14	2	11	2	3	
(うち森林売却増減)	0	14	2	3	2	1	
当期経常外増減額	0	▲14	0	▲6	12	23	
一般正味財産期末残高	20	7	7	25	48	55	
固定正味財産期末残高	861	857	856	842	904	904	
正味財産期末残高	881	864	863	866	952	960	

- ①経常収益 10億円超
 - ・事業収入 4.4倍に増

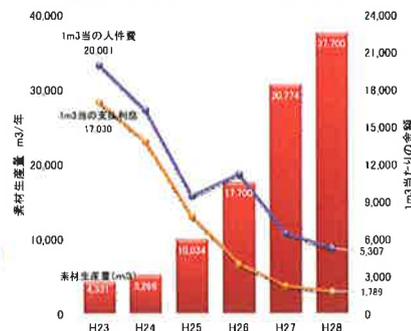
- ②人件費 2倍に増
 - ・事業人件費 2.3倍
 - ・管理人件費 1/6に減

- ③森林資産勘定振替額
 - ・H23比 41.7%
 - ・支払利息を下回る

(3) 単位当たりの負債額、人件費、支払利息

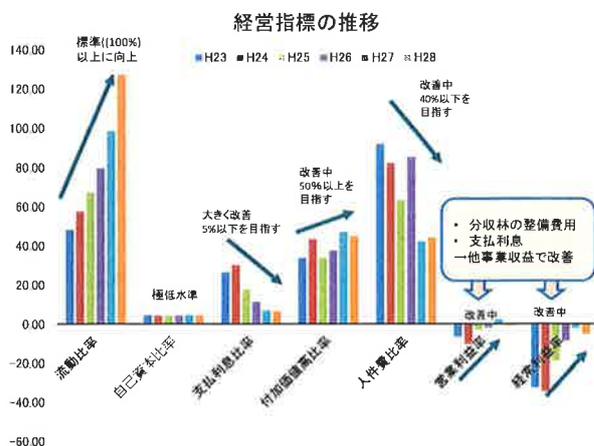


素材生産量と1m3当たりの費用



- ①森林1ha当たり
 - ・負債額 △6%
- ②木材1m3当たり
 - ・人件費 △73%
 - ・支払利息△90%
 →木材価格で支払い可能な額

(4) 経営指標の推移



- ①流動比率 120%超
大きく改善した
- ②自己資本比率 5%以下
借入金が大きいため改善困難
- ③売上対支払利息比率 6.7%に改善
売上増加、利息の低減で5%以下に
- ④付加価値高比率 45%に上昇
50%以上の高水準を目指す
- ⑤付加価値対人件費比率 44%に改善
40%以下の効率を目指す
- ⑥営業利益率 分収林事業以外の利益増
- ⑦経常利益率 //

事業に加えて、売買という選択肢が加わり、森林の買取を行うことで集約化され、円滑な事業化が可能となるとともに、機構林として公有林に準ずる公的管理が進んできた。

(3) 森林情報の管理

高齢で管理が困難な森林や遠隔地、境界不明等が原因で管理を放棄する森林が増えていることから、機構の森林管理の相談窓口で相談に応じるとともに、管理放棄を未然に防ぎ、森林の維持増進を図るため、森林管理情報の収集や森林調査による評価技術を活用することによって、県や市町村の公有林化の推進をサポートしている。

3 主要事業【林業プロジェクトで林業の成長産業化】

(1) 木材生産販売事業

県産材の生産倍増を行う「新次元林業プロジェクト」と協調し、第Ⅱ期計画では、伐期を延伸する分収林に代わり、積極的な森林の取得や受託によって、事業量の増大による木材生産量の拡大を図り、機構の収益を高めている。

また、この主伐の増加によって、再造林用の苗木生産が再び増加に転じるとともに、木材流通量が増加し、輸送や加工流通の関連産業への波及効果も高まっている。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
県産材生産量	17,700	30,774	37,705
対前年度比	176%	174%	123%
うち直営班		4,856	6,231

単位：m³

(2) 直営の木材生産課

機構の県産材の生産能力を引き上げるよう、平成27年度から徳島県林業経営者協同組合の職員の出向と新規採用によって、木材生産課（職員数は課長を含め9名）を新設し、人材育成を兼ねた新体制で木材生産に取り組んでいる。

中山間の豊かな森林資源を活用することで林業が発展し、新たな雇用を生み出す産業となるモデルとして、林業の成長産業化を牽引している。

■主伐対応の新林業生産システム

木材生産課では、高性能林業機械3点セットによる搬出間伐に加え、平成27年度に主伐に対応した「大型タワーヤーダ」による生産システムを導入した。



【大型タワーヤーダとハーベスタ】

■直送システム

平成17年度の林業再生プロジェクト以降、合板やMDF工場への直送の奨励によって、価格の安いB、C級材の流通コストが削減され、林業収益が大きく改善された。

平成26年度には大型製材工場の稼働に合わせた「県産材計画生産推進会議」がスタートし、機構は計画的な増産の中心となってA級材の直送を始め、生産量のほぼ全量が直送となっている。H28では、サテライト土場6カ所から、約20社の製材工場への直販しており、県内の需要を満たすよう販売先を拡大し、小規模の製材にも対応を始めている。

■サテライト土場

生産地付近に設けた集積・仕分け土場のこと。材の品質等によって仕向先を決め直送するため、寸検、仕分けと価格交渉、集金を直営で行う仕組みである。これまで市場等を介した外注コスト約2,000円/m³を内業化することで、大幅なコストダウンになっている。



4 主要事業【緑の募金等の緑化推進】

(1) 緑の募金と「とくしま協働の森づくり事業」

緑の募金では、従来は職場募金や学校募金、家庭募金など、個人からの募金が中心となっていたが、平成18年度に「企業募金」に着目し、取り組みをスタートさせた。

■ボランティア、企業CSRから「協働の森」へ

次第に企業のCSR活動として森づくりが認識され、平成21年度から、各企業と徳島県も加わったパートナーシップ協定の「とくしま協働の森づくり事業」を開始。中でも、「徳島県地球温暖化対策推進条例」によって、協定企業に対して「CO₂森林吸収量のカーボンオフセット」を県が認める仕組みとなったことは、現在につながる大きな展開の基礎となった。その後、平成23年3月東日本大震災の発生により募金額が減少となったものの、再び森林の整備・保全にも目が向けられ、募金額も回復傾向である。

■全国一の協定企業数

現在、この「協働の森」パートナーシップ協定を締結した企業・団体数は133社（H29.8月現在）と全国最多であり、寄付金を活用し1680haの森林整備が実施された。



(2) とくしま協働の森づくり事業のしくみ

■「徳島県豊かな森林を守る条例」

この条例は、平成26年4月に施行され、豊かな森林を次代に承継しようと、「県民総ぐるみの森づくり」が推進され、企業等が参画する「とくしま協働の森づくり事業」は、県民の協働による取り組みに位置づけられている。

■パートナーシップ協定による緑の募金

企業・団体とパートナーシップ協定を締結し、協定で定める「緑の募金（使途限定募金）」の寄附金をいただき、これを活用して未整備の森林を整備する費用とする仕組みである。

■CO₂森林吸収量のカーボンオフセット

「徳島県地球温暖化対策推進条例」（現：平成29年1月1日施行「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」）において、協定によって整備された森林が吸収するCO₂量について、協定企業・団体に「森林CO₂吸収量証明書」が交付され、「自社の排出削減量」として算入が認められている。

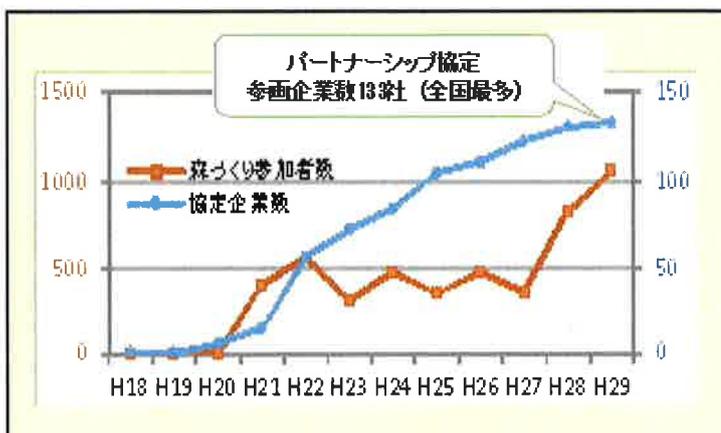
■全国を大きく上回る森林吸収への期待

気候変動対策推進条例でに係る温室効果ガスの削減目標は、2030年までに40%（2013年比）の削減、うち森林吸収で13.6%と、森林の役割が大きなウエイトを占める。

■森へ行こう!

参画企業等の更なる増加や森づくりへの理解を高めるよう、企業の自主的な森づくり活動の開始を促すため、平成26年度から交流イベント「協働の森へ行こう」を開始した。

平成29年度には1000名以上と倍増し、企業の関心が年々高まっている。



5 主要事業【人材の育成】

(1)とくしま林業アカデミー事業

徳島県の平成27年の林業就業者の年齢構成を見ると55歳以上が多く、プロジェクトの目標達成には、これから本格的な次世代人材が必要な時期となる。新規就業者が一人前になるには長い年数を要することや若年世代が少ないことを考えると、もはや、人材養成は待った無しの状況にある。

■アカデミーの開講

このため、県では、林業現場の即戦力となる人材を育てる“とくしま林業アカデミー”と銘打ち、機構が運営主体となって、平成28年4月に開講した。平成28年度(1期生)研修生11名、平成29年度(2期生)研修生13名である。

第1期生11名には林業事業体から3倍の求人があり、就業率100%、全員が県内の森林組合や林業会社に就職し、即戦力として活躍している。

■アカデミーのカリキュラム

カリキュラムは、座学216時間、実習429時間、資格取得180時間、インターンで372時間、復習等の振り返りとして192時間、合計約1400時間。林業概論などの講義から基本演習、現場演習、資格取得を経て、実践的な職場体験へと進み、1年間で基礎的な知識と技術を身につけることとしている。

■大学、高校にも林業関連コースを創設

平成28年4月、時を同じくして、徳島大学生物資源産業学部、那賀高校森林クリエイト課が新設され、林業の知識・技能の習得を目的とした“キャリアアップ”システムが整えられた。

(2)とくしま林業アカデミーの運営

■フォレストサイエンスゾーン協定を活用した研修場所

各研修は、フォレストサイエンスゾーンの中核となる徳島県木材利用創造センターを座学と基礎演習の拠点とし、徳島大学地域創生・国際交流会館での座学、徳島県立農林水産総合技術支援センターで資格取得を行っている。現場の実習やインターンシップは、機構の事業地を中心に、森林組合等の現場に出向いて実施している。

■運営経費等

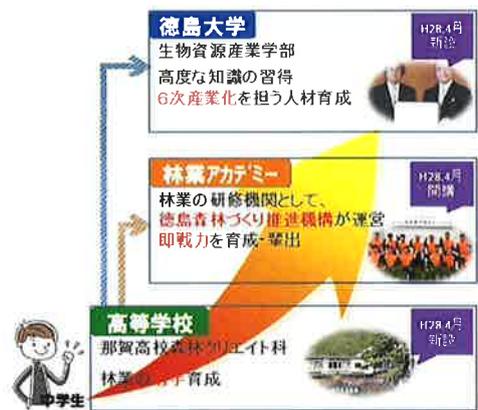
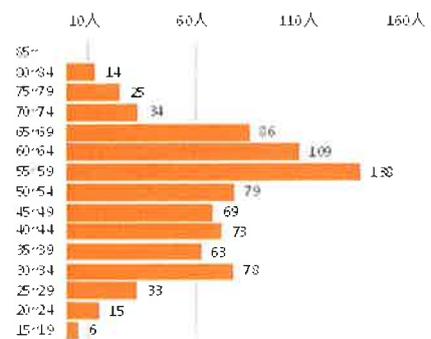
アカデミー事業は、林業の大きな課題である人材育成のため、新次元林業プロジェクトに位置づけられる重要事業であり、アカデミー設立準備委員会での検討によって、現場の即戦力を育てる「無料の研修機関」にすることとなった。

このため、独立した事業収益がないことから、全額を県からの補助金によって運営している。

■講師等の人員

アカデミーは機構の技術支援課が担当し、担当役員の常務1名、課長(兼務)1名、課長補佐(兼講師：県派遣)1名、主任(兼講師：県派遣)1名、事務員(臨時)2名、合計6名となっている。特に、カリキュラムの編成から具体的な研修内容の決定、さらには天候等によるスケジュール調整を行い、座学の講義を自ら行う実務担当の課長補佐と主任の2名は、研修生の状況によって多忙とならざるを得ない最低限の体制となっている。

徳島県林業就業者数



現場においては、機構（木材生産課等）や林業事業体の技術者が外部講師となり、実習等を行うが、現場における安全確保と技術習得の確認のため、アカデミー担当者が同行する必要があり、現場実習での少人数班に分かれての研修では人員不足が生じている。

■無料職業紹介事業

アカデミー事業の一環として、研修生をより確実に就業させていくため、平成29年10月1日に厚労省の認可を取得し、アカデミー生を対象とした無料の職業紹介事業に着手した。また、アカデミー卒業生の相談窓口「アフターアカデミー」では、就業後の不安や悩みを解消することで、林業に定着できるようアフターフォローを行っている。



(3)スキルアップを図る研修システム

アカデミーは就業前の研修であるが、一人前となるには、就業後も技術技能を高める必要があるため、各段階での技術研修が必要となっている。

中でも、熟練を要する現場技術としては、主伐に必要な架線技術、大径材の伐採技術等があるが、近年のベテランの引退によって、それぞれの事業体の内部で現場技術が伝承されない恐れが高まっている。

■主伐スペシャリスト養成研修

機構では、県からの委託を受け、スキルアップ研修の中でも、主伐に欠かせない「架線集材」技術をしっかりと継承できるよう、10年目以上の技術者を対象に「主伐スペシャリスト養成研修」を実施している。

研修現場は、機構の事業地を積極的に活用し、これまで主伐経験のない森林組合の作業班にも、新たに主伐の架線集材を体得させ、生産の担い手として育成するなど、これまで31名を養成してきたところである。

このように、森林組合等の作業班の増班につながる取り組みは、木材生産量の増加を計画している機構にとって極めて重要であり、県の協力を得てさらに加速すべき事項である。



IV 経営改善（第2期）の見直し点

1 管理森林の拡大による効率的な森林経営

見直し 森林経営規模の拡大 目標 ⑳18,200ha 将来30,000ha

森林経営規模の拡大は、当機構の経営改善における収入増加の源であり、徳島県豊かな森林を守る条例に基づく適正な森林管理の推進に資することから、平成28年度末の森林経営面積12,322haを拡大していく。

目標面積は、森林所有者自らが経営管理できない森林が急増している（これまでの拡大造林時代の森林所有者が急速に世代交代しているため）現在、こうした森林の受け皿となるよう、目標面積を15,000haから18,200haに引き上げ、将来目標として30,000haと県内最大の森林経営管理者を目指す。

■森林取得 ㉔ 474ha 目標㉔1,000ha 将来 1,500ha

森林を売りたい所有者の増加、相続後に管理ができない森林所有者の増加、境界等の不明瞭な森林の増加に対応し、森林を機構が取得し、公有林化の推進の一環として「機構林」を拡大し整備、経営する。

なお、取得資金は県の公有林化推進資金（借入金）が中心であるが、補助金や寄付金など、負担が小さくなる手法を取り入れるとともに、比較的短期間に木材生産事業を行うことによって取得資金が返済可能な森林を優先する。

■森林管理受託 ㉕2,711ha 目標㉕2,700ha→5,500ha 将来23,500ha

私有林の管理が衰退する恐れがあることから、企業、個人が所有する私有林を中心に、自ら森林経営管理できない森林所有者から受託契約を大幅に拡大し林業経営を行う。

このような受託の拡大を効率的に進める「新次元フォレストマネジメント」を推進し、将来は、大規模団地を形成して23,500haで森林経営管理を行うことを目標とする。

(1) 新たな森林管理システムの構築

森林管理情報等を活かし、森林管理受託等の更なる拡大を図るよう、国の進める「新たな森林管理システム」における「意欲と能力のある林業経営者」として、さらには、森林環境税（仮称）導入での県、市町村を補完する実務組織として、大規模な森林経営団地の集約・集積を図る。

集約・集積の方法としては、森林取得に加え、受託契約を大幅に拡大することとし、環境税導入に係る市町村と連携した新たな森林経営管理制度によって、大規模な一体的管理を目指して集約・集積度を高める。

森林を大規模に集約化する「新次元フォレストマネジメント」を推進

- 体制づくり：県、市町村と連携し、林業関係団体等との技術提携等の下、各地域で森林組合や林業事業体と協力体制を構築して推進する。
- 集約化：機構が集約化の主体となり、市町村、森林組合との協力体制を構築する。
森林所有者には、従来の委託や売買に加え、長期に経営権を預ける方法などの選択肢を増やし、数百ha規模に集約化することで経営効率の高い団地形成を目指す。
- 森林資源情報：レーザー航測やドローン画像システムと森林GISを結合し、ICT活用の技術提携等により、素早く高精度のリアルタイムの情報を集積する。
- 森林経営計画：機構の森林経営計画を中核に、集約した森林を組み込み、適正な施業や路網整備を計画し、中長期の見通しによって木材生産を行う。
- 木材生産販売：機構直営班や地域の森林組合や素生協が生産を行い、先進林業機械の導入や大型工場等への直送を行う。
- 再造林：広葉樹林化など、将来目的の林相への誘導を行い、人工林では周年で植林できる「コンテナ苗木による再造林」を標準化し、適正な森林更新を確実に実施する。

(2) 森林認証SGEC/PEFCによる持続可能な森林経営

森林経営計画に基づき、全森林をSGEC/PEFC認証森林として持続可能な森林の経営を行うよう、森林のFM認証と流通におけるCoC認証を取得する。

日本国内では、2020東京オリンピック関連施設での森林認証材の使用が条件付けされて以来、これを機に森林認証の認知度は飛躍的に高まるとともに、最近では、木質バイオマス発電でのFIT価格の差が影響を大きくしている。こうしたことから、機構の全ての森林をSGEC/PEFCの認証森林として持続可能な森林経営を行い、認証材需要に応える供給を増大させる。

森林認証制度とは、独立した第三者の審査機関が一定の基準等を基に適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林及び経営組織などを認証して、それらの森林から生産された木材・木材製品にラベルを貼り付けることにより、消費者の選択的な購買を通じて生物多様性の保全や持続可能な森林経営を支援する取り組みである。

■ 経営林の森林認証 ⑳11,550ha 目標 ㉔18,200ha 将来30,000ha

区分	現状	目標(H32)
SGEC/PEFC認定森林	11,550ha	18,200ha
認証材出材量	10,000m ³	50,000m ³

持続可能な森林経営



(3) ICT活用のスマート林業

林地台帳に加え、森林GIS（地図情報システム）にドローン等の利用によるリモートセンシング技術を用いて森林情報を整備、集積する。

こうした情報を一元管理し、木材生産等に用いると共に、森林の管理や施業の効率化・省力化を図り、需要に応じた高度な木材生産等を可能にする「スマート林業」に取り組む。

このようなICT（情報通信技術）の導入・活用による先進的な森林経営によって、業務の効率化を図りつつ、経営規模の拡大を実現する。



■ ICTの活用例

- ・ ドローン画像解析による森林評価調査や災害調査の実施
- ・ 需要に応じた木材生産を可能にする「立木在庫管理システム」の構築
- ・ 採材データを共有するプロセッサやGPS自走フォワーダの導入



2 木材生産と森林の更新の能力を大幅に強化

新設 木材生産量を設定 目標 ㊸ 5万m³/年 将来 12万m³/年

将来の分収林からの生産量である12万m³/年の体制を構築するには、今から順次、生産量を拡大していく必要がある。(技術面や経営面から、生産者は急に増加しない)

生産目標は、次のとおりとする。木材生産体制は、外注と直営の双方を拡大していく。

年度	生産量目標	外注生産	直営生産 (占有率)	備考
H28年度 (現状)	37,705m ³	31,474m ³	6,231m ³ (16.5%)	
H32年度	5万m ³	3.5万m ³	1.5万m ³ (30%)	H24～ 第Ⅱ期経営改善計画
H36年度	6万m ³	4万m ³	2万m ³ (33%)	新次元目標60万m ³
H39年度	7万m ³	4万m ³	3万m ³ (42%)	分収林の択伐開始
H54年度	10万m ³	6万m ³	4万m ³ (40%)	分収林の主伐開始
H59年度	12万m ³	7万m ³	5万m ³ (42%)	分収林の生産最大

(1)外注による木材生産 目標 ㊸ 3万5千m³ 将来(H59) 7万m³

外注による生産は、仕事量が少なく事業体の数が多い場合、競争原理によって安く円滑に生産されるが、県産材の増産を図る昨今においては、仕事量が多く事業体の数が少ないこととなるため、外注生産は容易に増加しない状況が長く継続すると見込まれる。

このため、外注の生産量は平成32年度には3万5千m³、生産量が最大となる平成59年度には7万m³の生産できる外注先の確保を図るため、次の取り組みを行う。

■主伐事業のプロポーザル方式の継続

主伐事業の設計は、事業費の設計と同時に販売価格についても見積り、採算を検討することが重要である。通常の指名競争入札で行う主伐事業は、採算面から外注事業費が厳しくなり契約不調となることが多く、森林取得を伴う主伐の契約方式に不向きで、森林取得が進まない一因となっている。また、木材生産現場では、事業者の保有機械等によって生産手法が異なり、事業設計の意味が薄らいでいる。

このようなことから、現在、主伐事業の発注方法に「プロポーザル方式」を取り入れ、木材生産事業の場所や期間を提示し、事業者から生産の手法と費用を提案してもらうことで、確実な外注を行っており、外注先の確保のため、今後も積極的に実施する。

■専属契約方式での事業者の確保育成

優良な外注先を確保し、生産量を拡大していくため、木材生産を機構の専属で行う事業者との契約方式を検討し、取り入れる。

その理由は、予め事業実施者が決定しているため、計画的な生産が可能となること、通年の仕事を確保し、新たな優良事業者を育成する効果が高いことが挙げられ、今後、受注者の減少による入札不調や事業費高騰を防止し、主伐を効率的に行う方法として、有効と考えられる。

専属契約の事業者は、安定した仕事量を確保し経営が容易となることから、新規の起業者や増員、増班の後押しとなり、林業アカデミーの就職先を広げ、生産力向上に貢献する。

(2)直営方式の木材生産 目標 ㊸ 1万5千m³ 将来 (H59) 5万m³

大型タワーヤーダ班、高性能林業機械3点セット（スイングヤーダ+プロセッサ+フォワード）班、小型タワーヤーダ班、木材流通販売班、森林整備班など、機械や作業種による班編制を行い、職員の技術向上によって、効率の高い生産を行う。

■直営班の生産規模に合わせた増班、増員

森林の状況から、今後は急傾斜地や大面積の事業地では架線集材を、路網のある緩傾斜地では大型車両系集材などの新班が必要となっている。

必要な生産量を確保できるよう、直営による生産量を段階的に増加させる。

■進化する木材生産

今後の木材需要は、低価格のBC級材が多くなることから、より低コスト化が求められ、生産性を高める生産システムの改変等の効率化を継続して進める必要がある。

機構の収益に大きく影響し、経営改善の根幹であり、極めて重要な要素であることから、高速化、大型化、省力化など、生産性を司る各項目において改善を努力し、先進林業機械の導入や生産システムの改善に常に取り組み、生産システムを進化させつつ実践していく。

■サテライト工場からの直販

また、生産した木材を需要先に直送することで流通コストの縮減を行っており、「流通の直営化」も重要であることから、外注による生産材も「全て直送」できる体制とする。

(3)森林バンク

伐期に達した森林の利用を進めることにより、伐採量が増加し、木材の流通加工量も増加する。伐採後の植林や保育も増加し、中山間地域の経済活動が活発となる林業そのものの成長産業化が推進される。

このため、伐期に達した森林について、伐採する意向がある所有者をとりまとめ、木材生産の事業化を推進する、いわゆる「森林バンク」を検討する。

①伐期を迎えた森林の登録

伐採を希望する森林を登録することによって、計画的な事業化が可能となる。さらに、樹種や林齢、樹高、直径等によって生産できる木材の品質等を推計し、木材需要に応じた材種別のストックが可能な「立木在庫システム」を併用することで、木材の有利販売につなげる。

②伐採事業者とのマッチングシステム

登録森林の木材生産事業については、バンクの運営者により、計画的な生産を行うことができる。さらに、森林所有者に複数の伐採事業者へ照会することが可能となり、事業実施者は、伐採時期や伐採方法、木材の用途、再生林の内容など、多岐に亘る事業プロセスで、森林所有者とパートナーとなる事業者をマッチングも検討する。

③伐採収入の分配

所有者毎に伐採木を分類する従来の方法では効率的な施業が期待できないことから、新たに伐採収入の分配ルールを定めるなど、スケールメリットを活かした手法を取り入れるよう検討する。

(4)伐採・保育一体方式の拡大

伐採・保育一体方式は、受託管理の一種で、伐期に達した森林を対象に、伐採、植栽、保育を一体として受託するもので、伐採跡地が確実に更新でき、森林資源の循環利用が図られる仕組みであり、今後とも受託拡大の中で積極的に取り組む。

なお、将来的には「分収林の伐採後」は、「受託による植林」が主な更新方法となるものと考えられることから、大規模な体制が必要となり、円滑に低コストで森林の更新ができるよう、今後とも技術開発等を進めることが必要である。

■植林の体制づくり

森林組合等の依存した植林は、担い手不足が露呈しつつあることから、これまでのように、植林時期が滞らないよう、周年の植林が可能な「コンテナ苗」を活用する。

また、伐採後の再生林を事業者が一体で施行することで、木材搬出中からの植林の準備も可能となり、苗木の搬入に索道や路網を活用、地拵えにグラブを活用など、効率的な植林が期待できる。

さらに、シカ食害の被害防止鳥獣被害防除従来の春期集中を避け、年間を通じた労務の平準化を可能とし、季節労働から周年労働になることで、新たな雇用を創出できると思われる。

植林の必要な機構事業は、年間30~40haとなり、他に植林の受託があることから概ね100haの植林体制を目指し、木材生産における外注及び直営の体制づくりと併せて行う。

直営班を主体に、目標 ③ 概ね100haの植林体制



周年植栽ができる
コンテナ苗
(委託生産で安定確保)



(5) 木材需要の変化など県産材利用の見通し

徳島県の素材生産量は、数次の林業プロジェクトの成果で生産量が年々増加し、平成28年度には34万1千m³、にまで増加し、プロジェクト開始前から倍増し、木材自給率は60%となっている。

一方、生産された県産材の需要量も年々増加し、全体の木材需要量は大幅な伸びはないものの、外材需要を置き換えるように、県産材と他県産材（国産材）が増加してきたが、まだまだ、県産材の需要量に生産量（供給）が追いつかない状況である。

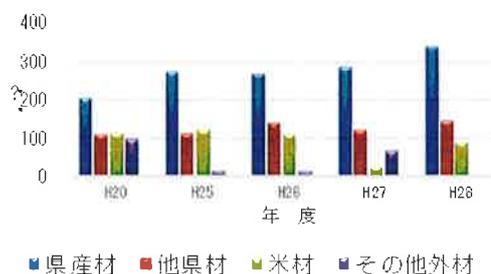
徳島県内の製材、合板、チップ用の用途別需要量を見ると、かつて需要の大半を占めた製材用は漸減し、林業プロジェクト開始で急拡大した合板用が高水準を維持しており、MDFに使われ、急増してきたチップ用は、昨年度からのバイオマス発電所の稼働で、より一層、巨大な需要になっているところである。

このような中、機構の木材生産量も、H28年度は37,705m³にまで増加し、その内訳は、A級材64%、B級材11%、C級材26%となっている。

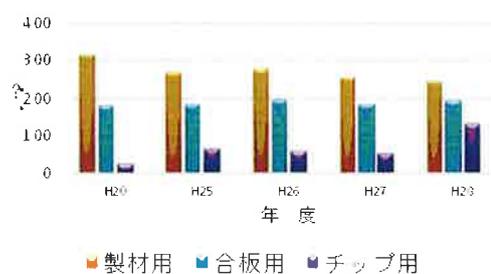
■A級材

製材用の需要は、既に減少傾向が続き、大型工場の寡占化が急速に進行しており、小規模製材の需要は一層減少していくと考えられる。今後も、住宅着工戸数が低水準で推移し、人口減少時代へと向かうため、長期的に日本国内の市場全体が縮小すると考えられている。

県内の木材需要量



用途別需要量



反面、世界的な木材需要は増加している中、国内住宅市場が伸びない日本の外材購買力は低下し、外材供給が市場の縮小よりも減少すると国産材需要は逆に大きくなり、大型製材工場がこの需要を担うと考えられる。

これは、本県に立地する大型製材工場も同様であり、さらに、系列会社の販売力を勘案すると、全体的な住宅需要は伸びないものの国産材シェアが拡大するため、県内の県産材需要は拡大、安定した需要が続くと見込まれる。

～ 徳島すぎのブランディング ～

古くから幅広の薄板「阿波の二歩三」など、スギの大径材を活かす製材製品が優良であり、ピンク系の芯材色、元玉の無節、幅広、辺材部の年輪のしまり、高い強度など、板製品が材質的にも優れていた。昭和50年代からの「割角」、昭和60年代からの「足場板」、さらに平成以降の「梁桁」や「加工板」等の住宅部材と、多くの事業者がブランド化に取り組みられてきた。しかしながら、材質と加工で差別化する競争が激化し、他産地の類似品によって価格の維持が難しい。

このため、加工板の主要製材工場がフロントランナーとなって進めてきた徳島すぎの地域ブランドの取り組みも現在では、自社ブランドとして展開される。

今後、森林の成熟化が進み、県産材に優良木材が増加すると、本県製材の得意な加工板類の生産が有利となり、商品開発等により需要増加が見込まれる。

■B級材

合板用は、四国唯一の合板工場が小松島市に立地し、近年増加する災害被害等の復旧・復興需要、住宅の耐震性向上のための構造用合板の使用増加など、合板の需要量は強い追い風が続いており、工場の操業度も高い。

合板需要は、生産規模が大きいことから大量需要となっており、過去10年においても、供給を増加させてきたが、現在も県産材での供給率は約半数と、需要量を満たせていない。

■C級材（D級材含む）

チップ用は、かつての製紙用に代わる需要先として、国内唯一の国産材MDF工場が小松島に立地し、旺盛な需要が継続している。

さらに、阿南市では木質バイオマス発電所が稼働を始め、大量の燃料用チップ（日量200t）が必要となっている。

このようなことから、チップ工場も1工場新設され、需要量が倍増している。

現在、チップ用の分野でも、県内産は約半数と、この2工場の需要量を満たせていない。



木質バイオマス発電所(阿南市)

このように、今後の木材需要は、現在と同様の傾向が続くと予測され、A級材が大きく需要を伸ばすには厳しい環境であるが、大型工場を中心に需要が持続すると考えられる。

BC級材は大量の需要が続くと見込まれることから、県産材の需要量は、依然として供給量を大きく上回る状態が継続すると見込まれる。

(6)木材の販売戦略

今後、計画的に増産する県産材の販売は、県産材の供給力において、機構が県内最大規模になっていくことから、大型製材工場、合板工場、MDF工場、さらにバイオマス発電所と、大規模需要先に対する安定供給組織として、生産と販売を円滑とするよう、サテライト工場

からの直送を行う。素材の径級や品質によって選別を徹底し、需要先の要求に応えることによって、全体として有利販売、コストダウンを実現する。

①県内需要先への計画的な供給

現在は生産が追いつかず、供給不足となっていることから、県内の需要先に応えるよう生産量を拡大すると共に、通年で安定した生産ができるよう、常に複数現場が県内各地域で稼働し、気象等の条件による生産量の変化を緩和し、計画的な増産を行うことで、販売面での有利販売を引き出す。小松島市に集中する大規模工場への販売を軸に、県内各地域の中小規模の製材等、大径材丸太の需要先を大切にするなど、きめ細かく需要先への直接販売を行う。

②ヒノキの需要開拓

機構の分収林は、ヒノキが面積の過半数を占め、これからが間伐期になっており、間伐材の生産が本格化するまでに需要先を確保していく必要がある。

県内製材のヒノキ需要者は少ないが、高知、愛媛にヒノキ工場が多く、岡山にも数多く立地することから、ヒノキの販売については、県内需要先への供給量を確保しつつ、早期に県外を含めて需要先を開拓していく必要がある。

■ヒノキA級材

現在、ヒノキ製材工場は、大型製材工場での一般材の柱用材に限定された需要であり、その他は、小規模な製材数社しかなく、建築用では柱角、土台角で、役物、色物と言われる化粧材や造作材の需要は減少している。フローリング材も加工事業者が少なく限定的である。このため、近年は急激に価格が下落し、量的、質的に需要開拓が望まれる。

■ヒノキB級材

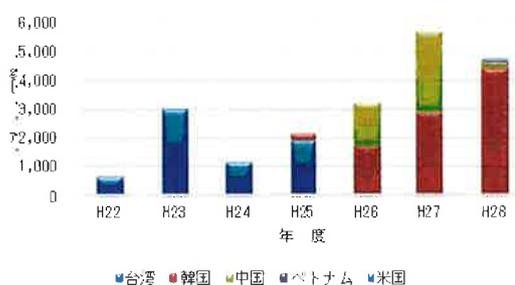
集成材のラミナや構造用合板のフェイス材としてもヒノキは使用される。工業用原料の利用が拡大しているものの、価格的にはスギ同等で、ヒノキ丸太の値下げを助長している。

③海外への輸出

平成28年度は5.3千 m^3 が輸出され、製品の輸出が伸び、徳島県の木材輸出額は1.6億円となった。

韓国へのヒノキ丸太、中国へのスギ丸太や台湾への製品の輸出事業者が拡大しつつあることから、県は東・東南アジア（韓国、台湾、シンガポール）の「県産材ショールーム」を開設、丸太輸出からより付加価値の高い製品の輸出を推進している。

木材（原木）輸出の状況



付加価値の高い徳島スギ製品や「県産木造住宅」をパッケージ化して輸出



原木



製品



建具



建築技術



【台湾の県産材ショールーム】

機構としては、県内需要を優先しつつ、今後とも輸出用製品の生産者に丸太を供給するとともに、新たに、大径材の需要先の開拓、分収林の半数を占めるヒノキの販路拡大につながる需要先として、具体的に輸出に取り組むものとする。

3 分収林契約問題の早期解消

見直し 契約の変更目標を引き上げ 目標 ㊸ 82% → 90%以上

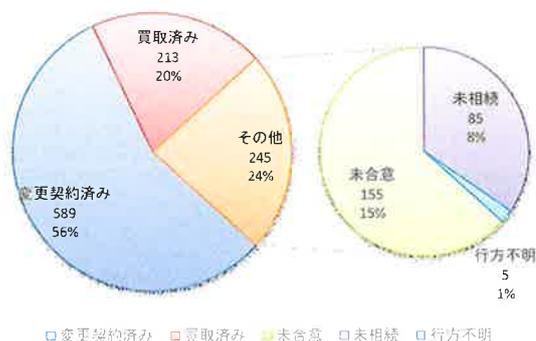
(1)分収林の契約変更等

平成18年度から、分収林の土地所有者の方々に、伐採時期を延ばす「長伐期化」と、分収割合を6：4→7：3と、機構の分収割合を1割引き上げていただくお願いをしている。

しかしながら、このような内容に同意いただきながらも、分収林契約の変更が進まない次のような要因もある。

- ・相続が発生（中には相続の手続きが滞っている土地所有者も）
- ・住所移転が発生（中には所在が不明になった土地所有者も）
- ・高齢や病気によって書面が作成できない

分収林契約者数(変更状況)
単位:人、%



このため、

- ①年1回、土地所有者宛に冊子を配付し、相続の発生や住所移転を把握する。
- ②事業（間伐、択伐）実施前には、土地所有者宅を訪問し、面会等、直接確認する。
- ③市町村が整備する林地台帳（H31.4以降）を閲覧し、確認する。
- ④土地所有者向けの相談窓口を常設し、専任で相続や契約継承の相談を実施。

今後とも分収林契約を適正に管理するとともに、契約変更の未同意者には、定期的（年1回以上）に連絡、粘り強く交渉し、これまでの目標を引き上げ、分収林契約の変更は、全国トップの長崎県同等の「9割以上」を目標とする。。

なお、変更済みの割合には、「(2)分収林の買取」による契約解消分も含めることとする。

■分収林特別措置法の一部改正

分収林特別措置法の一部改正（平成29年4月1日施行）により、これまでの全員の同意が必要であったものが、分収林契約の当事者の1/10を超える異議がない場合は、伐採時期の延長等の変更が可能となった。

【改正前】

分収林契約の変更には当事者全員の合意が必要であり、一部でも当事者の合意が得られない場合には、契約変更ができない。



【改正後】

当事者全員の合意が得られない場合であっても、一定の要件を満たせば、契約条項（契約期間、分収割合）の変更ができる。

現在、この特例措置が適用できる一部に未同意者がある分収林契約は、契約件数11件、契約面積230haである。

当面は、このうち、「相続等の手続きができない」等の理由で1/10以内の方の同意書類が作成できない場合に適用するものとし、単に合意が得られない契約者には、引き続き粘り強く交渉を継続し、特例措置の適用は慎重に検討することとする。

(2)分収林の買取

継続

分収林の買取面積 目標 ⑳ 3,000ha

分収林契約は、超長期の契約で、多くは個人との相対契約であるため、長期間の契約関係を良好に保つには次のような構造的な課題がある。

- ・契約者（土地所有者）個人の相続や売買の発生など、契約相手方の事情の変化の影響を受け、常に契約管理が必要なこと。
- ・共有林の場合、契約事項の変更等は共有者全員の同意が原則であること。

さらに、契約のリスクが大きいとされる点は、

- ・事前に分収割合を定める契約であり、伐採時の収益不足に対応していない。
- ・伐採完了を契約の終期とし、再造林が担保されていない。

このため、分収林契約の構造的課題やリスクを回避するには、契約の解消を行う以外になく、平成25年度から全国初の分収林の買取に着手した。

引き続き、次のような視点から「分収林の買取」を推進する。

○相続後の管理が困難な森林や共有林等の契約を維持しがたい分収林契約を解消
伐期の迫る契約や所有者の事情に余裕のない契約から優先的に進める。

○経営団地として「公有林化」が望ましい分収林の取得
森林経営の効率化等に資するよう、集約化が望まれる契約から優先的に進める。

なお、財源として日本政策金融公庫借入金を活用しているが、計画に達する前に現行資金の限度額（2.5億円）となるため、公庫には限度額の引き上げ（2.5億円→4億円）、県にも代替え財源等の協力を求めるとともに、機構自らも収入間伐や択伐の収益による自主財源を最大限に確保していく。

4 緑化推進によるイメージ戦略の展開

新設

協働の森づくりの更なる展開

目標

⑳推進

(1) とくしま協働の森づくり事業の進化

気候変動対策においては、これまで以上に森林のCO₂吸収に大きな期待が寄せられるなど、豊かな森林を将来へ継承していくことの重要性が高まる中、より一層、「県民総ぐるみの森林づくり」を推進し、定着させていくには、緑化推進活動が身近な森林環境の保全から始まり、やがて地球環境の保全へとつながるイメージ戦略が重要である。

とくしま協働の森づくり事業は、単にボランティアでの森づくりでなく、森林の二酸化炭素吸収量を用いたカーボンオフセットの仕組みを活用することで、数多くの企業・団体の参加を得ることができ、「県民総ぐるみの森林づくり」を大いに進めることが出来た。

今後、さらに、次の視点を盛り込み、とくしま協働の森づくり事業を進化させる。

■ 持続可能な森づくり

○ 持続可能な社会を目指す国連グローバルコンパクトの持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs)の視点

□ 「協働の森づくり」の活動を「SDGs」に合致する活動へ進化

企業としての自主活動

「とくしま協働の森づくり事業」を活用した世界的な枠組み作りに参加する企業の支援！

国連グローバルコンパクト



目標13 気候変動に具体的な対策を
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

目標15 陸の豊かさも守ろう
陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

例：



・ 地球温暖化防止のために、まとまったエリアの未整備森林の間伐等を強力に支援



・ 企業の森林ボランティアを広げ、多様な自主活動を実施できるよう誘導

■ 気候変動対策への貢献活動

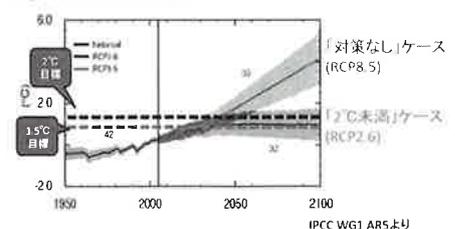
○ 21世紀後半には温室効果ガスの排出の実質ゼロを目指す「パリ協定」の視点



パリ協定の主な内容

- 世界全体の平均気温上昇を産業革命前に比べ2度より低く抑える
- さらに、気温上昇を1.5度までに抑える努力をする
- すべての国が、温室効果ガスの削減目標をつくる
- 世界全体の削減実施状況の検討を5年ごとに行う

図⑤ 世界平均気温の変化(℃)



□ 協働の森づくり活動で整備する森林における「J-クレジット制度」の活用

□ 協働の森づくり活動のひとつに、「木製品の利用推進活動」を取り入れる。
木製品が「第2の森林」の役割を果たし、経済価値を高め、森林整備に貢献する。

(2) 具体的な取り組み

① 「とくしま森づくり活動拠点 (FABとくしま)」 の設置

新設

FABとくしまの設置

目標 ③ 3箇所 (県央、県西、県南)

大規模な森林エリア (数百ha規模のまとまった団地) において、
 ○重点的な森林保全エリアでの強力な森林整備の支援
 ○多くの参加者が集い、企業・団体の枠を超えて集結
 ○参画企業のSDGs活動で、森林づくりや木材利用の実践活動や体感活動
 を行い、「森林の持続可能な管理」を実践する拠点となり、豊かな森林を未来へ引き継ぐ
 県民総ぐるみの森づくりのモデルとする。

NEW

とくしま森づくり活動拠点(FABとくしま)を展開 :Forest Activity Base in Tokushima

○多くの参加者が、様々な企業の枠を超えて集結できる大規模な森林フィールド
 ○国連グローバルコンパクト(UNGC)の取り組みに加わる企業活動として、SDGs「森林の
 持続可能な管理」を実践

さらに、県民が集い、現地で活動することで、森林を学べ、体験体感できる「とくしま
 憩いの森」としても活用し、県民への普及啓発を拡大する。

② J-クレジット制度を活用：

新設

地域版『協働の森J-クレジット制度 (仮称)』

目標 ③ 検討

環境省の所管するJ-クレジット (J-VERを含む) において、国内取引の可能なクレジット制度であって、地方公共団体が仕組みを承認する「地域版J-クレジット制度」がある。

この仕組みを用い、国内取引可能な「とくしま協働の森J-クレジット制度 (仮称)」へ進化させるよう、県の協力を得て早期の実現を目指す。

■ 県外企業も参加しやすい仕組みに

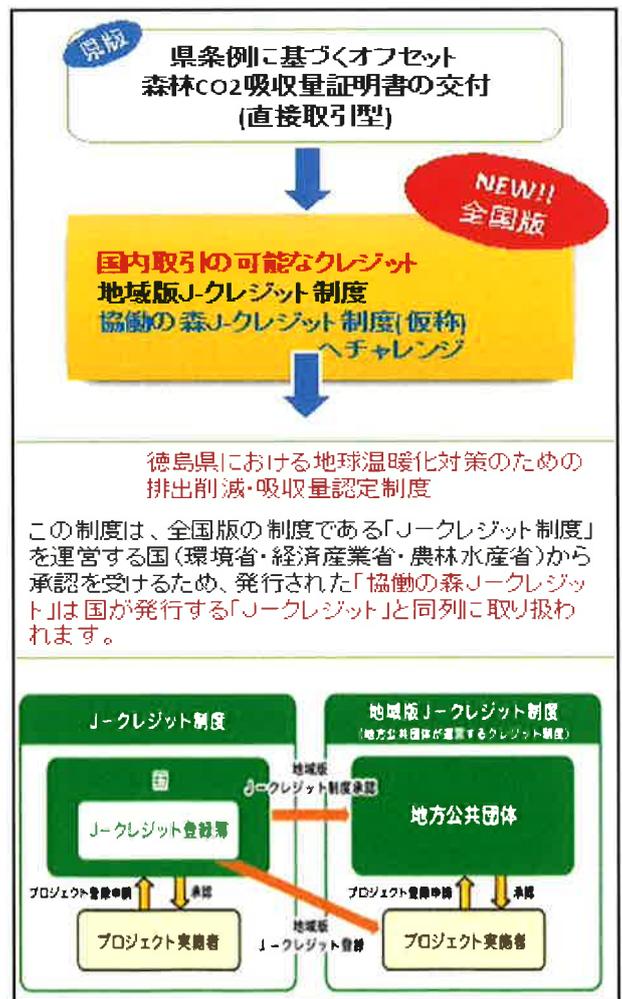
平成28年度末現在の協定企業団体133社のうち、県外に本社のある企業が27社あり、その多くは工場等を徳島に持つ企業に支援いただいている。

さらに呼びかけを広げるには、県内はもちろん、県外企業や全国的な大手企業にも興味を持って頂く「きっかけ」をつくる必要がある。

現在のとくしま協働の森づくり事業が徳島県独自の県条例に基づく「カーボンオフセットの仕組み」であることから、県外ではカーボンオフセットに使う効力がない。

したがって、全国共通で国の認めるカーボンオフセットができないことから、特に、県外企業や大手企業のインセンティブとなっていない。

このため、国内取引可能なJ-クレジット制度によるオフセットクレジットにできれば、県外企業に参画を求める際に強みとなる。



③間伐材利用で森林整備を促進

新設

木材利用のカーボンオフセットの仕組みづくり 目標 ③検討

協定企業等が間伐材等製品を作り、公共施設や幼稚園等に寄贈した場合、直接的な森林整備と同様に、木製品のCO₂固定量について証明し、カーボンオフセットの対象とできないか、

又は、木製品の使用量に応じた間伐等森林整備量を算定し、これまで同様の森林吸収量として証明し、カーボンオフセットできないか等、

「使う緑化」の推進として、間伐材等の製品利用に応じたこれまでの「協働の森づくり事業」のメニューを広げるよう、県の協力を得て、新たな仕組みを検討する。

■木育

消費者が森林の大切さを学ぶ手段として、身近に間伐材製品を使ってもらう活動から、近年は幼少期から大人まで、木に親しんでもらう「木育」が盛んに取り組まれている。

木製品は様々な用途に使用されると同時に、森林が吸収したCO₂を固定しており、街に木製品が増えることは、街のCO₂貯蔵量が増加するとともに、間伐等が促進され、山でのCO₂吸収量も増加する。

このため、森林保全等の意識を高めるイメージ戦略として、消費者が間伐材等の製品を使うことが環境保全につながることを訴えるため、多くの方が利用する公共施設や、「木育」の効果の高い幼稚園等で大いに使っていき、いわゆる「使う緑化」を推進する。

■CO₂固定量の「見える化」

「植える緑化」から「使う緑化」へ発展させるよう、県や他の木材関係団体等と協力し、木製品利用によるCO₂固定量を“見える化”する仕組みを創設し、街でのCO₂貯蔵量の拡大を促進することで、木材利用を通じた地球温暖化防止の森林整備の推進を支援する。

④森づくりのプロデュース

新設

企業の森づくりをプロデュース 目標 ③推進

企業が経済成長と環境保全の両立を目指す「経済のグリーン化」など、現在の社会は、経済活動により自然資源や生態系などの地球環境が回復不能なほど損なわれることがないよう求められており、とくしま協働の森づくり事業を通じて、参画される企業の森づくりのプロデュースを行い、常に公益性が高く、保全効果の大きい取り組みや、森林の所在地との良好な関係をコーディネートして進める。

これにより、多くの企業が森林づくりに取り組み、広く社員や顧客に広がり、森林環境保全のイメージが向上し、一層、「県民総ぐるみの森づくり」の気運が高まる。

～ 植える緑化から使う緑化へ ～



5 森林での新たなビジネス等の展開

新設

人材活用や森林活用による事業展開

目標

③推進

(1) 森林コンサルタント事業

森林の管理を行い、森林経営計画に基づく施業の実施、木材の生産等を一貫して行い、分収林や受託の契約に伴う不動産登記から林業所得に係る税金まで、あらゆる情報を有する機構は、森林に関する高い専門性を持つ技術集団となっている。

さらに、林業アカデミーの実施によって人材育成のノウハウも蓄積され、直営の木材生産によって、生産や直販のノウハウが集積されており、このような能力を活かした森林林業に関する総合的なコンサルタント業務の実施が可能となっている。

このため、間もなく導入が予定されている「森林環境税」による各種手続きや計画策定などの企画・実行等を県、市町村から委託されるよう取り組み、具体的な森林施策を展開できるコンサルタントとなる。

市町村は、業務が急激の増加すると予想されることから、アウトソーシングの受け皿となり、ノウハウを活かした事業展開を行う。

■森林環境税(仮称)

平成 30 年度税制改正の大綱(平成 29 年 12 月 22 日閣議決定)において、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正で、平成 36 年度から課税の森林環境税(仮称)及び平成 31 年度から譲与の森林環境譲与税(仮称)の創設が決定された。

気候変動対策のパリ協定に基づいてCO₂削減するには、CO₂の吸収源である森林を保全する必要があるが、高齢化や人手不足で森林の手入れが行き届かず、森林の荒廃が課題となるため、山間部の市町村への財政支援で対応する必要があると判断され、水源の維持にもつながるため、森林が保全されることで国民全体が恩恵を受けるとして、全国民を対象とした森林環境税の創設となった。

平成31年度から市町村が森林所有者に代わって間伐を行ったり、林業の担い手を育成したりする事業に充てる安定財源となるもの。

(2) フィールド提供による共同事業

経営改善の取り組みで、県内各地に管理する森林が増加し、分収林のスギ・ヒノキ人工林だけでなく、広葉樹や巨樹・古木など多様な森林も有することから、森林の活用について、新たな可能性が広がっている。

これまでの木材生産で収入を考えると、森林の育成期間は長く、約半世紀もの間、収入がないことが現実となっている。

しかし、育成途上の森林空間等が活用できれば、中間収入を得ることが可能となり、樹木だけでなく、風景や風など、立地を活用することで新たな事業も考えられる。

このため、機構の有する森林を活用することで、森林の使用料等の収益を生み出せるよう、事業ノウハウのある企業等にフィールドを提供するなど、共同事業を展開する。

また、今後は、新たに展開できた事業のノウハウを集積し、公有林等に活かすよう、ノウハウそのものを売れる体制を整える。

- | | |
|-------------|---|
| ・ 小型風力発電 | 森林の尾根部分などに発電用のプロペラを設置
小型は直径13m程度、要求風速も小さい。 |
| ・ 森林アドベンチャー | ジップラインなどのアトラクション、巨樹等のパワースポット |
| ・ エコミュージアム | J-パワー「Wanダーランド」のような森林版体験展示場 |
| ・ 樹木の冠婚葬祭 | 記念樹の森や樹木葬等に活用 |

6 森林・林業の人材基盤の構築

新設

林業アカデミーの充実・強化

目標

⑳推進

(1) “とくしま林業アカデミー”の充実

平成28年度に定員10名（入学は㉔11名、㉕13名）でスタートしたが、2ヶ年とも求人倍率が3倍となったことから、旺盛な求人要求に応えるよう、研修生の定員数を20名に増枠し、即戦力の育成を強化する。

■フォレストサイエンスゾーンの新学舎の活用

県は、木材利用創造センター（徳島市南庄町）の敷地内に新学舎を整備し、平成30年度から講義・基礎演習・資格取得を統合的に実施できる拠点とすることから、ここをアカデミーの本学舎として活用し、効率的な運営と充実した研修を行う。

■市町村連携で演習林や合宿所等の充実

研修内容の充実等を図るため、機構有林での研修林の設定や市町村等の有する施設を研修に活用する合宿所を設け、円滑な研修を実施する。

(2) 森林・林業の“総合教育機関”への展開

林業アカデミーは、“現場の即戦力”が求められ、高い求人が今後も続くことが予想される。このため、林業現場の作業員を養成する現在の「1年コース」を基本コースとして継続するとともに、研修内容を充実させることが必要である。

■2年コース

一方、森林環境税の導入が迫る中、市町村では、「持続可能な森林経営」を実現が重要性を持つことから、森林総合監理士(フォレスタ)や森林施業プランナー等の森林管理と経営を適正にマネジメントできる人材が求められるようになる。

このような高度な森林・林業知識を習得した人材を養成する教育機関として、アカデミーの2年コースの増設を検討する。

なお、授業料は無料とせず、他県の事例からも有料で開設できるよう計画し、人材育成事業による収益を確保する。

2年コース”の収支

- | | |
|------|---|
| 《収入》 | ・ 全国での授業料相場 年間13万円～77万円程度（給付金制度では150万円） |
| 《支出》 | ・ 学舎・既存施設の共有でほとんどが研修可能 |
| | ・ 外部講師、新教材、現場経費は必要 |

■短期コース

アカデミーと並行し、機構が労働安全衛生法に定められた登録教習機関となると、現在、県が実施する林業資格の技能講習を代替えることができ、人材育成でもワンストップの機関となることから、アカデミーの「短期コース」として検討を行う。

<登録教習機関の研修等>

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ・ はい作業主任者技能講習 | ・ 小型移動式クレーン 運転技能講習 |
| ・ フォークリフト運転技能講習 | ・ 車両系建設機械運転技能講習 |
| ・ 玉掛け技能講習 | ・ 移動式クレーン運転実技教習 |

なお、講習代金は県においても有料化されており、建設系団体等の実施する講習代金を参考に、人材育成事業による収益確保を行う。

短期コース”の収支	
《収入》〔技能講習〕・徳島県立農林水産総合技術支援センター料金、定員 同 農技センター定員、民間団体料金	年間最大約200万円 年間最大約600万円
〔特別教育〕・林業・木材製造業労働災害防止協会県支部料金、定員	年間最大約100万円
《支出》・県の新施設等の借受でほとんどが研修可能	

■林業総合教育機関

今後、1年コースに加え、新たに2年コースや短期コースを集約し、人材育成を一本化した“林業総合機関”へと展開することを目指す。

これにより、林業におけるキャリアアップシステムの完成度を高めることができる。

このような人材育成事業の経営は、“2年コース”の設定にもよるが、「定員5名、授業料770千円、移動経費等全て生徒負担」を条件とした場合、“短期コース”の収入を加えると、年間最大約11,000千円の収入が見込まれる。これは、現在の1年コースのアカデミー運営費の約1/3に相当する。

このことから、当該事業での黒字化は困難なものの、機構の計画する木材生産や森林管理を長期間継続するためには、県内に高いスキルを持つ人材が不可欠であることから、県の施策推進と協調し、しっかりと林業人材の基盤を創っていく。

運営体制

【本学舎】
徳島市南庄町5丁目1-9

- ・木造平屋 472㎡
(資産約165万使用)
- ・大小会議室で20名、60名、壁を外せば最大100名に対応
- ・全国初、搭乗型シュミレーター導入

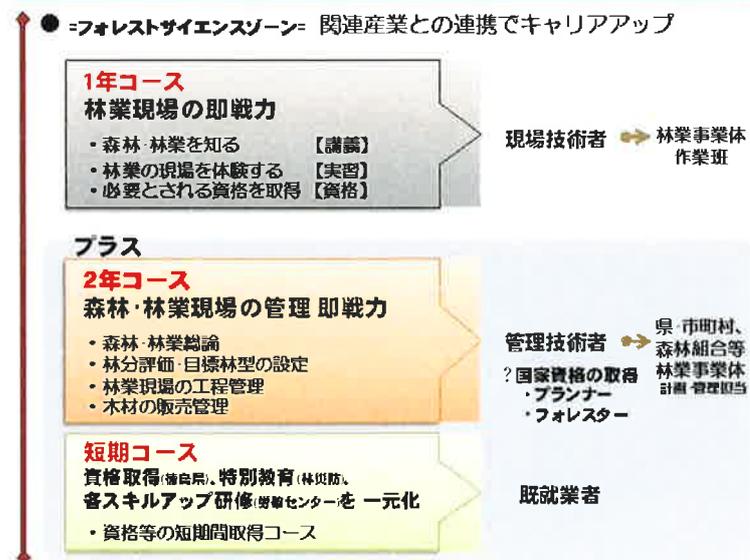


【地域拠点】
市町村と連携した地域拠点で運営体制を整備

- ・実習地
初級実習地を多数確保
- ・研修生寮
遊休施設を活用し、通学に便利な寮を確保
- ・定住地
卒業後の移住に加え、妻帯者の“移住+通学”にも対応




森林・林業の“総合教育機関”へ



V 見直しによる経営改善計画（第2期）の目標と効果額の再設定

計画の期間は、平成24年度から平成32年度（第6期10分～第6期11分）とし、計画項目および実施内容を次のとおり見直すこととする。

1 機構自ら取り組むべき事項

改善項目	実施内容
(1)分収造林契約期間の見直し	①契約期間を90年、平均伐期80年への見直し ②長伐期による収益性の向上
(2)生産流通・販売対策	①伐採事業の生産コストの削減 高能率団地の設定、高性能林業機械の活用、新架線システムの導入、路網整備 ②直販比率を引き上げ、販売・運送コストの削減 ③競争原理を生かす林業事業体の参入を促進
(3)造林事業コストの削減	—
(4)経営コストの削減	—
(5)事業規模の拡大	①森林の取得による規模拡大 ②受託管理等による規模拡大 ③新規事業の担当を新設し、職員等を配置

2 土地所有者への要請

改善項目	実施内容
(1)分収契約内容の見直し	①伐期の延長に伴う択伐・主伐の分収率見直し (分収割合6:4→7:3へ)
(2)分収林の取得	①分収林契約の解消（構造的課題を解決）

3 県への協力要請

改善項目	実施内容
(1)既往借入金	①償還の延長 (平成57年度まで最大35年間の延伸)
(2)新規借入金	①事業及び経営費用の継続貸し付け (平成57年度まで)
(3)新事業の展開に必要な資金調達の指導、支援	①森林取得、分収林取得に必要な資金 ②経営安定のための拠出金

4 国、公庫への支援要請

改善項目	実施内容
(1)森林取得、分収林取得に必要な融資制度・助成制度の創設	要請等
(2)無利子資金等の支援策の充実・強化	要請等

5 市町村、森林組合など社員への協力要請

改善項目	実施内容
(1)市町村有林等の管理を委託	要請等
(2)新事業の展開に必要な拠出金	検討

6 これまでの成果（中間）と目標額の再設定

これまでの成果を反映し、経営改善計画（第2期）の内容及び目標額（H24～H32）を次のとおり再設定した。
また、将来の最終的な効果額については、長期収支シミュレーションの試算方式によってH97までの最終効果額を求めた。

経営改善計画（第2期）目標額	既成果額	最終効果額（H97まで）
90%以上 契約変更（全国トップ） 目標額 カウントなし（効果は伐採時） 新設 木材生産量 5万m3/年 概ね100haの植林体制 「間伐8m3/人日」「主伐10m3/人日」 目標額 0.8億円 実施済み 3.8億円 実施済み 17.4億円 目標額 0.7億円 森林取得1,000ha 目標額 3.2億円 受託管理5,500ha 小計 4.7億円	変更済み80% 33.6億円 7.7億円 0.6億円 1.3億円 64.4億円	35億円 22億円 4億円 17億円 15億円 27億円 120億円
90%以上 契約変更（全国トップ） 目標額 カウントなし（効果は伐採時） 分収林取得（買取）3,000ha 目標額 カウントなし（効果は伐採時） 小計 34.1億円	変更済み80% 23.2億円 10.9億円 小計 34.1億円	24億円 25億円 49億円
経営改善計画（第2期）目標額 H57年度まで償還延期・無利子化の継続 目標額 カウントなし（効果は折込済み） 必要資金の無利子貸付の継続 目標額 カウントなし（効果は事業に含む） H28 県公有林化等推進資金の新設 目標額 カウントなし（効果は事業に含む） 小計 83.3億円	既成果額 H18以降の利息 83.3億円 — — 小計 83.3億円	最終効果額（H97まで） 83億円 （各事業に含む） （森林取得、分収林事業に含む） 83億円
経営改善計画（第2期）目標額 森林取得資金の公社向け制度創設等 目標額 カウントなし（効果は事業に含む） 借換資金の継続、無利子、低利子化 目標額 カウントなし（効果は事業に含む） 小計 9.3億円	既成果額 — 高金利の繰上償還等 9.3億円 小計 9.3億円	最終効果額（H97まで） （森林取得事業に含む） 9億円 9億円
経営改善計画（第2期）目標額 市町村有林の受託 目標額 カウントなし（効果は事業に含む） 検討 目標額 カウントなし（効果は事業に含む）	既成果額 — —	最終効果額（H97まで） （森林受託管理事業に含む） （森林取得、森林受託事業に含む）
経営改善計画（第2期）目標額 合計目標額 4.7億円	既成果額 191億円	最終効果額（H97まで） 262億円 （H17試算 △255億円は+7億円へ改善）

※新事業は、ソフト事業の収支相称、又は効果額が未定なため、計上しない

最終の収支見込み（H97）は、効果額が262億円、前回より4億円増、7億円の黒字
第Ⅱ期（H24～H32）は、分収林買取等の効果を反映し7.7→38億円と大幅増加

生産流通0.2→0.8億円、分収林0→32.4億円、森林取得2.8→1.6億円、受託4.7→3.2億円

VI 見直した改善計画の実施体制

1 執行体制

(1) 森林経営の専門組織としての強化（森林環境税に対応）

機構は、所有林や分収林、さらには受託森林を適正に管理し、次代へ森林を継承する持続可能な森林経営を行う信頼される機関である。

現在、管理する全ての森林がSGEC/PRFC制度のFM認証森林となっており、第三者からも、将来にわたって森林管理が適正であると評価される体制とする。

■「計画推進室（㉔までに3名増員）」の新設

持続可能な森林経営を行い、新次元フォレストマネージメントを展開していくため、増大する業務を的確に進めるよう、新たに「計画推進室」を設置する。

森林コンサルタント業務や森林経営計画の中核機能を担う専門組織として、森林総合監理士（フォレスター）や森林施業プランナー等の有資格者をはじめ、森林評価士や林業技術士、森林情報士等の専門能力の高い人材を登用することとし、適正な森林管理計画の策定、確実な実行管理を行う体制とする。

(2) 木材生産能力の拡大

直営による木材生産の強化は、現在の外注環境からも必須であり、生産目標を持って自ら生産する実行部隊である。

■直営班の人員拡大（新班2班、11名増員）㉓から順次、年間2～3名×5年間

生産目標に比例して、継続的に人員を確保する。

また、木材生産システムについても、最新鋭林業機械の先行導入等、技術のイノベーションを先導する役割も担い、人材育成や技術力向上を図り林業の成長産業化を進める。

(3) 森林づくりのワンストップ窓口

機構は、県民総ぐるみの森づくりを進める窓口となり、緑の募金や森林ボランティア、県民の森づくり活動等をサポートする機能を担っている。

■企業サポートチーム（㉔までに1名増員）の新設

広く企業等に浸透してきた「とくしま協働の森づくり事業」を進化させ、持続可能な社会に貢献する企業活動と一体となった森づくり等を企画提案するなど、プロデュースやコーディネートを行う「企業サポートチーム」を設置する。

(4) 林業アカデミーの拡充

「とくしま林業アカデミー」は、県の派遣職員が主に運営と講師となっており、研修生増に伴い、講師の増加などの強化が必要である。

■講師等の増員、実習指導員の新設 ㉓から順次、㉔講師1名、指導員2名

■フォレストサイエンスゾーンへ技術支援課の常駐

研修場所は、フォレストサイエンスゾーンの県農林水産技術総合センター（木材利用創造センター）に本学舎が整備され、運営を担当する技術支援課が常駐する体制とする。さらに、現場合宿所等、市町村施設の協力を得ながら体制を強化する。

(5) 経営拡大に対応する総務の強化

■経理担当職員の部門別複数化（㉔までに2名増員）1名×2年間

○執行組織図（案）

<役員>

理事長（非常勤） 1名、副理事長（非常勤） 2名 ※会長1名（県議会議長）
専務理事（常勤） 1名、常務理事（常勤） 2名
理事（非常勤） 1 2名以内 （合計理事数18名以内）
監事 2名以内
会計監査人 1名（公認会計士）

<職員>

■新設又は増員のセクション

森林経営課	新設	計画推進室	室長1名（正職員） 担当3名（正職員又は技能職員）
木材生産課	新設	架線集材作業班	4名（技能職員）
	新設	ハイランダー等作業班	2名（技能職員）
	増員	タワーヤード班	1名（技能職員）
	増員	造林保育班	3名（技能職員）
	増員	サテライト土場選別	1名（技能職員）
		計	11名
みどり普及課	新設	企業サポートチーム	リーダー1名（正職員）
技術支援課	増員	常勤講師	1名（県派遣）
		実習指導員	2名（技能職員）
総務課	増員	総務事務、経理担当職員	2名（正職員又は技能職員）

※職員の定年等による後任者の採用は除く

□ 資料 (森林づくり運営協議会 委員名簿等)

委員名簿

森林づくり運営協議会 委員

専門分野	所 属	役 職	氏 名	備考
大学 (財政)	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部	教授	いしだ かずゆき 石田 和之	
市町村	那賀町 林業振興課 森林管理サポートセンター	副課長兼室長	うえた よしひろ 上田 善浩	
森林組合	徳島県森林組合連合会	代表理事専務	うめざき やすのり 梅崎 康典	
弁護士	田中法律事務所	弁護士	さかた とものり 坂田 知範	
企業経営者	株式会社ときわ	代表取締役 社長	たかはた ふじこ 高畑 富士子	
木材利用	UN建築研究所株式会社	建築士	ねぎし なるみ 根岸 徳美	
大学 (林業)	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部	准教授	はっとり だけみ 服部 武文	
公認会計士	税理士法人 ひまわりの会計事務所	代表社員 公認会計士 税理士	ふじわら あきら 藤原 晃	

※五十音順

開催状況

会議名	開催日時	内 容
第1回 森林づくり運営協議会	平成29年10月6日 13時から15時	1 第2期経営改善計画の概要について 2 機構の森林資産の状況について 3 分収林契約の課題について 4 第2期経営改善計画の進捗について 5 機構の財務状況について 6 分収林事業の長期収支予測(H97～)について 7 公有林化の推進など森林管理の課題について
第2回 森林づくり運営協議会	平成29年11月13日 13時から15時	1 第1回森林づくり運営協議会のまとめについて 2 第2期経営改善計画の変更点、盛り込むべき改善策について (ア) 分収林契約に関して (イ) 経営規模の拡大に関して (ウ) 分収林の生産準備に関して (エ) 木材の需要先との関係に関して (オ) 森林管理のあり方に関して
第3回 森林づくり運営協議会	平成30年1月19日 13時から15時	森林づくり運営協議会報告書(案)についての検討

森林整備法人・緑の募金指定法人

公益社団法人 徳島森林づくり推進機構

〒771-0134

徳島市川内町平石住吉 209 番地 5

TEL 088-679-4103

088-679-8558

FAX 088-379-4104